愛媛県児童虐待死亡事例検証報告書

令和6年9月

愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 措置専門部会

報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いします。

目 次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
I 検証の目的・方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 検証の目的	
2 検証の方法	
Ⅱ 事例の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 事件の概要	
2 世帯の概要	
Ⅲ 問題点・課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
1 軽度知的発達症による日常生活や社会生活への適応能力の低下	
2 予期せぬ妊娠の予防	
3 予期せぬ妊娠の相談	
Ⅳ 再発防止に向けた取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1 軽度知的発達症(知的障害)の早期発見に向けた周知・啓発	
2 家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応	
3 性に関する指導を進めるための取組みの推進	
4 予期せぬ妊娠に関する相談窓口の充実	
注 釈 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
参考資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

はじめに

令和4年4月、愛媛県において、生まれたばかりの男児を母親(当時 32 歳)が竹林の水路内に放置して死亡させる児童虐待事件が発生した。

この事件が起きるまで、自治体や児童相談所等の関係機関による当家庭への直接的な関わりはなかったが、愛媛県では、二度とこのような痛ましい事件を起こさせないために、愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会において、本事例の検証を行うこととした。

本事例の問題点として、裁判で明らかとなった母親の軽度知的発達症が見過ごされてきたこと、軽度知的発達症を前提として、予期せぬ妊娠のリスクが高い行動が繰り返されたこと、そして、予期せぬ妊娠に関する相談窓口につながらなかったことが挙げられる。

このため、本事例については、これらの問題点を踏まえて、軽度知的発達症のある 方への支援という角度に加え、予期せぬ妊娠への支援の在り方について検証を行うこ ととした。

本事例の検証によって、再発防止策について提言し、亡くなられた男児のご冥福を祈るとともに、同様の事例の未然防止につながるよう、私たち措置専門部会の報告書が、県の内外を問わず、児童相談所をはじめとする多くの関係機関等に活用されることを強く望む。

I 検証の目的・方法

1 検証の目的

令和4年4月に愛媛県で発生した児童虐待死亡事件について、事実の把握及び 発生要因の分析等を行い、同様な事例の再発防止策を検討することを目的とする。 なお、本報告書は、児童虐待の再発防止を目的とするものであり、特定の組織 や個人の責任追求などを目的とするものではない。

2 検証の方法

(1)検証に必要な情報収集

本事例については、妊娠届が提出されておらず、加害者となった母親の居住市 (以下「A市」という)や管轄児童相談所において母親や世帯への福祉的な関わ りがないケースであり、本検証については、A市からの情報提供のほか、新聞報 道や裁判の傍聴、入手した裁判記録を基に実施した。

(2) プライバシーへの配慮

報告書の作成に当たっては、検証の趣旨を損なわない範囲で、加害者家族を特定できる情報を削除するなど、プライバシーに配慮した。

Ⅱ 事例の概要

1 事件の概要

年月日	内容
令和4年 4月10日 4月13日 5月14日 6月3日	・母親は自宅近くの竹林において男児を出産し、同竹林の水路内に置き、その場から立ち去って放置し、翌11日頃、同所において本児を死亡させた。 ・同竹林で男児の遺体が発見された。 ・母親が殺人容疑で逮捕された。 ・母親が殺人罪で起訴された。
令和5年 9月19日 9月27日	・裁判において、母親は起訴内容を認める。 ・母親に懲役4年(求刑6年)の実刑判決が言い渡された(確定)。(罪となるべき事実) 母親は交際相手がいながら他の男性と性交し、令和3年7月頃、同男性の子を妊娠したことを認識した。しかし、浮気により妊娠した事実を隠したいという思いから、周囲に相談することもなく、出産数日前には、生まれてくる子どもを放置しようと考え始めた。 令和4年4月10日午後7時頃、竹林において男児を出産したが、浮気により妊娠した事実を隠すため、殺意をもって、全身をバスタオルで覆った本児を同竹林の水路内に置き、バスタオルがめくれる度に覆い直すなどして隠した上、その場から立ち去って放置し、翌11日頃、同所において男児を死亡させた。(判決理由) 首を絞めるなどの積極的な殺害行為に及んでおらず、強固な

殺意に基づく犯行とは言えないが、夜間に人気のない竹林内の 水路に放置する犯行態様は、死の危険性が高い悪質なもの。

交際相手ではない男性との間の妊娠を隠すための犯行で、自己中心的な動機に酌量の余地はない。

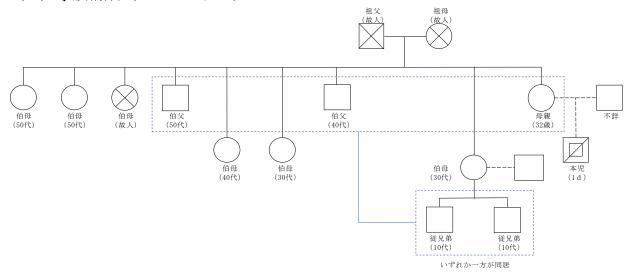
他方、犯行に至った背景には、他者に助けを求めることが難 しいという軽度知的発達症や希薄な家族関係等の影響が否定 できない。

2 世帯の概要(事件発生時)

(1) 同居家族

<u>本児</u>	(0歳)	<u>生後1日死亡</u>
母親	(32歳)	アルバイト従業員
伯父	(50代)	会社員
伯父	(40代)	会社員
従兄弟	(10代)	職業等不詳

(2) 家族構成 (ジェノグラム)



【特記事項】

- ・事件発生時、母親には平成24年から約10年にわたり交際している男性がいた。
- ・従兄弟2人について、住基上は母方伯母との3人世帯であるが、うち1人は母親と同居していた(同居の経緯は不明)。
- ・平成30年にもマッチングアプリで知り合った男性との間で妊娠し、自宅で孤立出産の上、放置して死亡させた(本事件により発覚)。

(3) 母親の経歴・生活状況等

高校進学後、半年程度で、経済的理由や学習意欲の低下により自主退学。その後、飲食店や遊戯店で勤務し、事件発生時の数年前から当時勤務先の飲食店でアルバイトに従事。

平成29年頃、母方祖父、母方祖母が他界。その後、母方伯父2人、従兄弟(伯

母の子)と母親の4名で生活。母方祖母が他界した後、母親が洗濯や食事の準備、ゴミ出し等の家事を主に担うようになる。母方伯母の裁判での証言によると、皆で生活しているというより、個々で生活しているような感じで、母親が相談できる兄妹はいなかった。

当該世帯は生活保護世帯又は非課税世帯ではないが、母親は母方伯母から携帯電話を買ってもらった際、携帯電話の使用が月 10 万円に上るなど浪費があり、カードローン会社から多額の借金があった。

Ⅲ 問題点・課題

本事例の問題点・課題について、次のとおり整理を行った。

- (1) 軽度知的発達症による日常生活や社会生活への適応能力の低下
- ①本事例の裁判における弁護側の精神鑑定において、母親は軽度知的発達症のために、物事の優先順位を付けられない、大事な問題を先送りする、リスクを踏まえた行動ができない、対人交流が困難である、他者に援助を求めることもできないという状況であったと結論。
- ②母方祖母は気分変動が大きい上、易怒性が強く、また母方伯父(長兄)も易怒性が強いため、母方祖父や母方祖母、母方伯父(長兄)が週に2、3回激しく喧嘩するなど落ち着かない家庭環境であった。母親が妊娠した際、誰にも相談できず、家族や交際相手が母親の妊娠に気づくことはなかった。
- ③母親は犯行現場からすぐ近くの住居に幼い頃から家族で生活していたが、複数 の近隣住民によると、「家族以外で近況を知っている人は少ないのではないか」 との証言があり(報道)、地域関係の希薄さが伺われる。
- ④中学校の成績等から学習困難や、幼少期から友人がほとんどいないなど対人交流の困難さは明らかであったが、事件が起きるまで、精神医療や福祉的な支援につながることはなかった。

(2) 予期せぬ妊娠の予防

- ①母親は交際相手がいながら、「ストレス発散」としてマッチングアプリを利用 し、数人の男性と避妊しないまま性交渉をしていた(母親は男性に避妊してほ しいとは言ったが、拒絶の程度は不明)。
- ②平成30年にも同様の経緯で妊娠した結果、自宅で孤立出産し、死亡させた経験を有しながら、新たな妊娠によって生じる様々なリスクや困難について思慮することができず、妊娠を予防するための強い行動をとることができなかった。

(3) 予期せぬ妊娠の相談

- ①母親は妊娠検査薬で妊娠を確認した。中絶することを考え、中絶費用をインターネットで調べたが、生活費等で貯金がなく、家族や金融機関から借入れする考えにも至らず、結局中絶しなかった。
- ②母親は妊娠相談の電話窓口があることは知っていたが、相談するに至らなかった。母親が公的機関等に相談できていれば、心理的負担感の軽減に加え、特別

養子縁組制度その他の情報が得られ、何らかの支援につながった可能性がある。

IV 再発防止に向けた取組み

本事例の問題点・課題を踏まえ、再発防止に向けた必要な取組みについて、次のとおり提言する。

(1) 軽度知的発達症(知的障害)の早期発見に向けた周知・啓発

知的障害の定義は、一般的に、厚生労働省が 2005 年に実施した知的障害児 (者)基礎調査における「知的機能の障害が発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする 状態にあるもの」**1とされている。

知的障害の程度が軽度又はグレーゾーンにある場合、本人も周囲も性格として受け取ることがほとんどであり、そのため障害に気づかれず何ら支援を受けないまま大人になり、様々な生きづらさやトラブルにつながることが多いとされる。

社会生活に与える影響が大きい軽度知的発達症の子どもについて、学習面や他者との関わり方、集団活動等における問題に気づきやすい立場にある学校はもとより、保護者や周囲の大人が早期に障害に気づくことで、児童相談所や保健センター等への相談につながり、ソーシャルスキルトレーニング*2等の支援が行われるよう、より一層の周知・啓発や教職員等の理解促進に向けた研修の充実を図られたい。

(2) 家族・地域社会の変化に伴い複雑化する支援ニーズへの対応

①重層的支援体制整備の推進

共働き世帯の増加や高齢化の進行により子育てや介護の支援がこれまで以上に必要となる中、高齢者介護、障害者福祉、子育て支援、生活困窮など様々な分野において、核家族化やひとり親世帯の増加、地域のつながりの希薄化等により、家族内又は地域内の支援力が低下しているという状況があり、世帯が複雑な課題を抱え地域から孤立しているにも関わらず、その課題に的確に対応する仕組みが存在しないなどの問題がある。

このため、国では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村において属性を問わない「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を創設し(改正社会福祉法)、2021 年4月1日から施行されている【厚生労働省資料(P11)参照】。

本事例の裁判では、複雑な家庭環境や当該世帯と地域住民との関わりがほとんどなかったことを背景に母親の軽度知的発達症が見過ごされてきたことが指摘されている。重層的支援体制整備事業では、包括的な相談支援の体制を整備することとされており、具体的には、学校や身近な地域住民等が課題を抱える子どもや家庭の生活課題に気づき、市町に寄せられる相談や情報提供に関して、対象者の属性や世代、内容等に関わらず、どの部署であっても受

け止められ、相談支援につながる仕組みが整備されることが求められる。さらに、課題が複雑化・複合化している場合には、地域における関係機関ネットワークが協働した支援のコーディネートが行われる必要がある。また、母親が育った家庭状況の詳細は明らかではないが、人や地域とのつながりが希薄といった課題に対して、参加支援や地域づくり支援を通じ、多世代が交流できる場や誰もが役割や生きがいを持てる場、社会とつながる機会を創出し、本人と支援者や地域住民との継続的な関係性を構築していくことが求められている。

県内では宇和島市において本事業が先駆的に実施されているところであり 【P12 参照】、各市町においては、属性や世代、内容等を問わない包括的な相談体制・地域づくりに向け、地域の実情に応じた重層的支援体制整備事業の推進を図り、支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげる体制構築に取り組まれたい。

②民生委員活動の充実・強化

社会的孤立の問題が深刻化する中、地域には何らかの事情で自ら支援を求めない又は求めることができない人々が多数存在する。民生委員は、アウトリーチによって支援が必要でありながらも何らかの事情で埋もれている対象者を見つけ出し、支援につなげていく上で重要な役割を担っている。民生委員の活動内容・対応相談内容は多岐に亘っており、対象者の状況に応じて様々な支援機関と連携し、ワンストップ窓口として機能している。

民生委員においては、負担増や担い手不足が指摘されており、地域共生社会の実現を図るためには、安定的な担い手の確保を図るとともに、民生委員制度や活動内容が地域住民に浸透するよう、理解促進に努めることが必要である。

また、民生委員が住民の様々な支援ニーズに応えるため、その資質を高めることも重要であり、今回の事件の大きな要因となった軽度知的発達症など、知的障害のある方が抱える問題について民生委員の理解促進が図られるよう、研修内容の充実を図られたい。

(3) 性に関する指導を進めるための取組みの推進

情報化の進展に伴い、インターネット上には性に関する情報が氾濫しており、特に子どもや若者は、性に関する誤った認識や価値観を植え付けられる危険にさらされている。子どもや若者において、人生の責任ある選択ができ、予期せぬ妊娠の予防やリスクの高い性的行動の抑制を図るためには、正しい知識やスキル、態度等を学ぶことが重要である。

学校における性に関する指導は、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施されており、体育科・保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導することとされている。併せて、事前に、集団で一律に指導(集団指導)する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導(個別指導)する内容を区別しておくなど、

計画性をもって実施することが大切であるとされている。このような中、男女とも生命尊重や人権尊重意識の醸成、自ら考え判断する意思決定の能力を身に付けることができるよう、性を生殖・性交としてだけではなく、人間関係やジェンダー平等も含め、人権教育として幅広く体系的に学ぶ包括的な性教育の推進を図られたい。そのため、教職員に対する研修の充実を図るとともに、専門知識を有する学校外の関係機関や産婦人科医、助産師、保健師等の外部人材の活用も進めることが有用であると考える。

なお、現在、国際的な性教育の指針となっている「国際セクシュアリティ教育ガイダンス**3」は、子どもや若者に、科学的に正確であり、かつ人権やジェンダー平等を基盤とした性に関する知識やスキル、態度や価値観について、年齢や成長に即して包括的なカリキュラムに基づき学習する権利を保障することを目的としている。同ガイダンス【改訂版】では、包括的性教育によって、子どもや若者が自発的に性行為を遅らせたり、性行為に慎重になったりするといった効果があることは科学的に証明されているとされている。

(4) 予期せぬ妊娠に関する相談窓口の充実

本事例において、母親は妊娠相談窓口の存在は知っていたとしており、理由は明らかでないが、結果として相談行動に移せていない。

県内では、予期せぬ妊娠をはじめ、妊娠・避妊、性感染症、不妊、婦人科疾患など女性の様々な健康上の悩みについて相談できる相談窓口(心と体の健康センター、各保健所、市町母子保健担当課、保健センター)がある。しかし、いずれも予期せぬ妊娠の専用相談窓口を設置しておらず、相談手段についても面談や電話相談となっている(一部ではメールや LINE での相談も可能であるが、予期せぬ妊娠に特化したフォームやメールアドレスはない。)。

また、県内には、予期せぬ妊娠に関して相談支援技術のある行政機関ではない相談窓口、いわゆる「妊娠 SOS 相談窓口」も存在していない。予期せぬ妊娠では、そもそも妊娠したことを知られたくない女性からの相談があり、住所や氏名を名乗りたくない場合も多いことから、より匿名性が高く、かつ敷居の低い、相談しやすい窓口の充実が必要である。ただし、匿名の相談でもその場限りの対応ではなく、課題を解決する支援につなげる体制づくりが重要となる。

加えて、これらの相談窓口のより一層の周知を図ることや、相談から産科受診 につながるよう低所得妊婦への経済的支援の充実も必要である。

このような中、愛媛県では、令和6年度から、令和4年改正児童福祉法で創設された妊産婦等生活援助事業として、DVや虐待等により家庭生活に支障が生じている特定妊婦等に対し、安心・安全な居場所を提供し、日常生活を支援しながら、出産前後の心理的ケアや保健指導、相談支援等を行う取組みを開始している。今後、本事業を通じて、困難を抱える特定妊婦等への支援の充実を図るとともに、予期せぬ妊娠など妊娠・出産について悩む妊婦が頼ることができる相談窓口の設置と適切な相談支援に取り組まれたい。

なお、予期せぬ妊娠のほか、夫や実母などから情緒的サポートがない、精神科

既往歴があるなど、出産前から育児環境の不全が想定されるケースでは、周産期 うつ病等のリスク因子を抱えており^{※4}、妊娠中からの早期支援に向け、産科医療 機関と精神科医療機関との連携を始め、多職種連携支援体制の構築が重要である ことを付言する。

(参考)公益社団法人母子保健推進会議(平成31年3月) 「予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に対する調査研究報告書」

妊娠の受け止めと必要な対応 より口は匿名でも、信頼 してもらい名乗ってもら うスキルが必要 他者に知られたくない妊娠 思いがけない・予期しない妊娠 妊娠したかもしれない

※1)知的障害(厚生労働省「知的障害児(者)基礎調査」)

1 知的障害

「知的機能の障害が発達期(おおむね18歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」と定義した。 なお、知的障害であるかどうかの判断基準は、以下によった。

次の(a)及び(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a)「知的機能の障害」について

標準化された知能検査(ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど)によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。

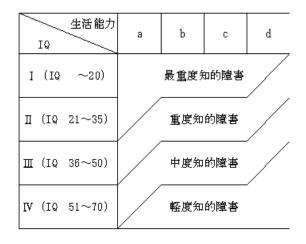
(b)「日常生活能力」について

日常生活能力(自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等)の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準(別記1)の a, b, c, d のいずれかに該当するもの。(※別記1省略)

2 知的障害の程度

以下のものを、基準として用いた。

- * 知能水準が I~IV のいずれに該当するかを判断するとともに、日常生活能力水 準が a~d のいずれに該当するかを判断して、程度別判定を行うものとする。その 仕組みは下図のとおりである。
- ・程度別判定の導き方



*知能水準の区分

I…おおむね20以下 II…おおむね21~35 II…おおむね36~50

IV…おおむね51~70

- *身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する場合は、一次判定を次のとおりに修正する。
 - ·最重度 → 最重度
 - · 重度 → 最重度
 - · 中度 → 重度

※判定程度においては日常生活能力の程度が優先される。 例えば知能水準が「I (IQ ~20)」であっても、日常生活能力水準が「d」 の場合の障害の程度は「重度」となる。

3 保健面・行動面について

保健面・行動面について「保健面・行動面の判断」によって、それぞれの程度を判定し、程度判定に付記するものとした。

保健面・行動面の判断

程度	1 度	2 度	3 度	4 度	5 度
領域					
	身体的健康に厳重	身体的健康に常に	発作が時々あり、あ	服薬等に対する配	特に配慮は必要な
	な看護が必要。生命	注意、看護が必要。	るいは周期的に変	慮程度	い
保健面	維持の危険が常に	発作頻発傾向	調がある等のため		
	ある		一時的艾は時々看		
			護の必要がある		
	行動上の障害が顕	行動上の障害があ	行動面での問題に	行動面での問題に	特に配慮は必要な
	著で、常時付添い注	り、常時注意が必要	対し注意したり、	多少注意する程度	い
行動面	意が必要		時々指導したりす		
			ることが必要		

⁽注)行動上の障害とは、多動、自分を傷つける、物をこわす、拒負の問題等、本人が安定した生活を続けることを困難にしている行動を さします。

※2) ソーシャルスキルトレーニング (SST)

子ども自身が、状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

※3)国際セクシュアリティ教育ガイダンス

国連教育科学文化機関(ユネスコ)により 2009 年に発表。セクシュアリティ教育(性教育)に関わる各国の専門家の研究と実践を踏まえ、科学的な根拠に基づき、性教育に関する基本課題と具体的な実践ポイントを明示した国際的標準となる手引書。

同ガイダンスは 2018 年に改訂され、最新の科学的根拠を反映させるとともに、人権やジェンダー平等の枠組みにおける包括的性教育の重要性が再確認された。

学習者を4つの年齢グループ(5~8歳、9~12歳、12~15歳、15~18歳)に分け、年齢や成長に即して段階的に学習するカリキュラムとなっている。

また、8つのキーコンセプト(①人間関係、②価値観、人権、文化、セクシュアリティ、 ③ジェンダーの理解、④暴力と安全確保、⑤健康とウェルビーイング(幸福)のためのスキル、⑥人間のからだと発達、⑦セクシュアリティと性的行動、⑧性と生殖に関する健康)が 設定され、各キーコンセプトは、さらに2つ~5つのトピックに分かれ、それぞれの年齢 グループごとのキーアイデアと、知識や態度、スキルを基盤とした学習目標で構成されている。

同ガイダンスに基づく教育の実施により、性行動と健康等にポジティブな効果があることについて、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】-科学的根拠に基づいたアプローチ(明石書店 2020)*日本語版全文はユネスコ HP で閲覧可能」P56 以下で記述されている。

※4) 周産期うつ病の発症リスク

令和3年4月公益財団法人 日本産婦人科医会

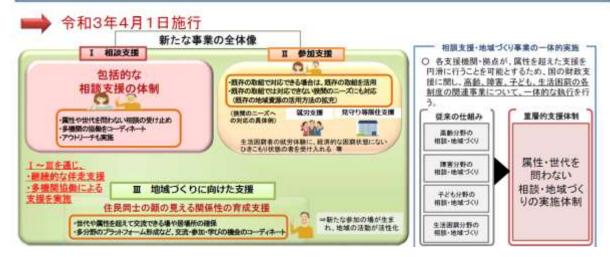
「妊産婦メンタルヘルスケアマニュアル〜産後ケアへの切れ目のない支援に向けて〜改 訂版」

軍層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)の概要

- ○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と 育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ建動など) ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- 〇このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

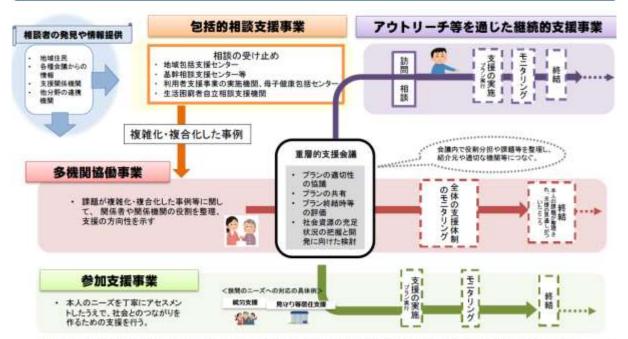
社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」社会福祉法第106条の4)の創設

- 〇市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を 構築するため、**I 相談支援、I 参加支援、II 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。 〇新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I ~皿の支援は必須 〇新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。



重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

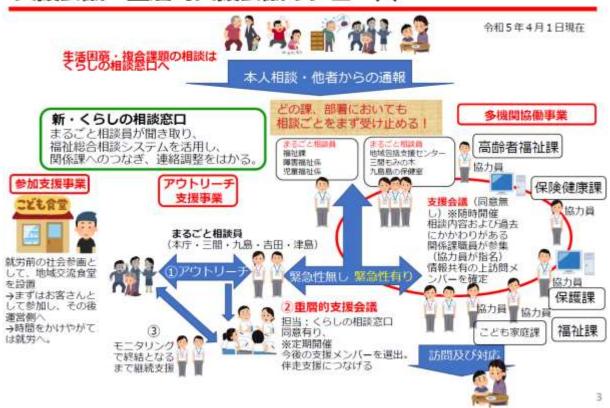
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。 0
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたブランを作成し重層的支援会議に詰る。 0
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向ほにかかる日本にから また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。



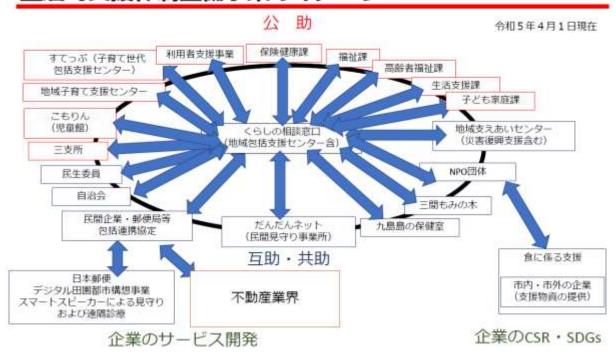
- ※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
- ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

(厚生労働省 HP: 令和5年度重層的支援体制整備事業実施自治体の事例(字和島市))

支援会議・重層的支援会議のフロー図



重層的支援体制整備事業のイメージ



○検証組織の構成

【愛媛県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置専門部会委員】

	氏 名	役 職 名
市川	武志	弁護士
戒田	民子	愛媛県民生児童委員協議会会長
金子	省子	元愛媛大学教育学部教授
村上	博	愛媛県医師会会長
野間	逸元	愛媛県青少年育成協議会会長

【アドバイザー】

氏 名	役 職 名
横山 幹文	愛媛県産婦人科医会会長

〇検証経過

	開催日	内容
第1日 	(1) 検証の目的・方法等について	
第1回	令和6年5月13日	(2) 検証報告書素案について
第2回 令和6年7月17日	(1) 検証報告書案について	
	(2) 検証報告書の公表について	